

～多数の者の集合する催しで露店や屋台等を出店される皆様へ～

平成25年8月に発生した京都府福知山市の花火大会での火災事故を契機に、火災予防条例が改正され、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて、次の事項が義務化されました。
(施行日：平成26年8月1日)

- (1) 火気使用器具等を使用する場合の消火器準備
- (2) 火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合の届出

なお、上記催しにおいてキッチンカー等の移動販売車で出店する場合も、露店等として扱われます。

※火気使用器具等とは、液体燃料・気体燃料・固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具のことで、

※LPガス充てん容器を車両移動する場合には、高圧ガス保安法等の基準に従ってください。

1 消火器を準備しましょう！【第18条～第21条】

来場者が多く集まる催しにおいて火災が発生した場合、迅速な初期消火が極めて重要ですので、「こんろ」や「発電機」等の対象火気器具等を使用する場合は、消火器を準備しなければなりません。設置者は、各露店の開設者です。ただし、他の出店者と共同で設置することも可能です。



消火器準備



2 露店等の開設を届け出ましょう！【第51条】

露店や屋台等で安全に対象火気器具等を使用していただくため、開設する3日前まで消防署に届け出なければなりません。

届出者は、各露店等の開設者です。ただし、出店を統括するイベントの代表者又は露店等の代表者がいる場合は、この代表者が届出者となります。



露店等の
開設届出書



◆ お問い合わせ等 ◆

鶴岡市消防本部予防課 (TEL: 0235-22-8332)

鶴岡市消防署 (TEL: 0235-22-8331)